

＜表示例②＞（株式会社エディオンのLED電球の商品パッケージ）



（前面・右側面）

（上面）

(3) 実際

ア 日本工業規格（JIS）において、白熱電球の40ワット形の全光束は485ルーメン、白熱電球の60ワット形の全光束は810ルーメンと規定されている。

イ 白熱電球は、ほぼ全方向へ配光されるのに対し、LED電球は、現時点においては、下方向（下向きの照明器具に取り付けて用いる場合。以下同じ。）への配光が強く、上方向及び水平方向への配光が弱い形状のものが多い。

このような形状のLED電球を、例えば白熱電球の60ワット形の代替品として、ダウンライト、スポットライト等の上方向及び水平方向へ光が広がる必要性の低い照明器具等に取り付けて用いる場合には、当該LED電球の全光束が白熱電球の60ワット形の全光束より低くても、下方向の明るさが白熱電球の60ワット形と同等となる程度の全光束であれば、白熱電球の60ワット形と同等の明るさを得ることができる。

しかし、空間全体を照らすための照明器具等に取り付けて用いる場合には、少なくとも白熱電球の60ワット形と同等以上の全光束でなければ、白熱電球の60ワット形と同等の明るさを得ることはできない。

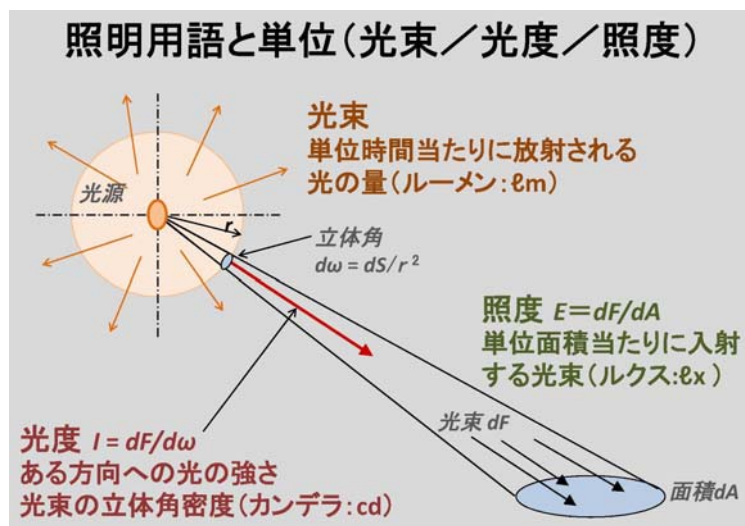
ウ 実際には、対象商品の全光束は、ほとんどが前記アの値を大きく下回るものであり、用途によっては比較対照とした白熱電球と同等の明るさを得ることができないものであった。

表示例①及び表示例②の商品の全光束

	全光束（A）	白熱電球の60ワット形の全光束（810ルーメン）に対するAの比率
表示例①の商品	430ルーメン	53.1%
表示例②の商品	400ルーメン	49.4%

※ 光源の明るさを評価する指標としては、単位時間あたりに放射される光の量である「光束」（単位：lm（ルーメン））、単位面積あたりに入射する光束である「照度」（単位：LX（ルクス））等がある。

このうち、照度は、測定位置・距離等によって変化するが、光源から放射される光の総量（全光束）は条件に左右されず一定であることから、光源の明るさの性能は、全光束で測定するのが適当である（電球の形状等による配光特性、照明効果の比較並びに適切な表示及び問題となる表示の例は、別紙14～別紙16参照）。



出典：一般社団法人日本電球工業会ウェブサイト

(4) 12社に対する命令の概要

- ア 12社が行った前記2(2)記載の表示は、LED電球の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものである旨を、一般消費者へ周知徹底すること。
- イ 再発防止策を講じて、これを社内に周知徹底すること。
- ウ 今後、同様の表示を行わないこと。

【本件に対する問合せ先】
 消費者庁表示対策課
 担当者：佐藤（政）、新井、小林
 電話 03-3507-9239
 ホームページ <http://www.caa.go.jp/>